

外国から日本への肉製品持ち込み禁止について

～海外から口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザなどの
病気を侵入させないために～

口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の
発生地域(中国、ベトナム等のアジア地域)からの
生肉、加工・調理した肉、ハム・ソーセージ等の肉製品は
法律で輸入が禁止されており、国際郵便でも持ち込めません

特に外国からの従業員がいらっしゃる農場の方にお願います
母国のご家族等が送ってくる国際郵便の中に
輸入禁止の肉製品等が入っている可能性があります

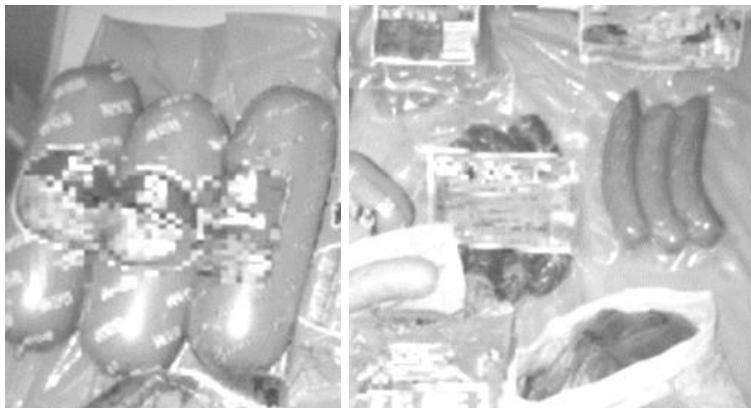
このため

- ・ 国際郵便が届いたら、肉製品等が入っていないことを
外国人の従業員のみなさまに確認するようお願いいたします
また、母国のご家族等が肉製品等を日本に送らないように
外国人の従業員のみなさまに周知いただきますようお願いいたします
- ・ 郵便物内に肉製品等が入っていた場合は
速やかに下記の動物検疫所までお知らせください

※ このような検査済のスタンプはありますか? →



スタンプの見本



輸入禁止品の例

連絡先

農林水産省 動物検疫所
関西空港支所

TEL: 072-455-1956

FAX: 072-455-1957

[http://www.maff.go.jp/aqs/
tetuzuki/product/aq2.html](http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html)



滋賀県家畜保健衛生所

(本所)近江八幡市西本郷町226-1

Tel:0748-37-7511, Fax:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

◆ (北西部支所)高島市今津町弘川249-1

◆ Tel:0740-22-2145, Fax:0740-22-6681

◆ 緊急携帯:080-6176-8052